

議案第 1 1 6 号

さいたま市盆栽四季の家条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市盆栽四季の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市盆栽四季の家条例の一部を改正する条例

さいたま市盆栽四季の家条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第 2 条 四季の家は、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>和室及び附属設備（以下「和室等」という。）並びに休憩室の利用に関する</u> こと。 (2) [略]	(業務) 第 2 条 四季の家は、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>和室及び休憩室並びに附属設備の利用に関する</u> こと。 (2) [略]
<u>第 3 条</u> [略]	<u>第 4 条</u> [略]
<u>第 4 条</u> [略]	<u>第 5 条</u> [略]
<u>第 5 条</u> [略]	<u>第 6 条</u> [略]
(利用の許可) 第 6 条 <u>和室等</u> を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、 <u>和室等</u> の管理上必要な条件を付することができる。	(職員) <u>第 3 条</u> 四季の家に館長その他必要な職員を置く。 (利用の許可) 第 7 条 <u>四季の家の和室（以下「和室」という。）</u> を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、 <u>和室</u> の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、和室等の利用を許可しない。

(1)～(4) [略]

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第9条 [略]

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は四季の家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 和室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。

(4) [略]

2 [略]

(利用料金)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用料金を除く。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 附属設備の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 四季の家の管理上特に必要があるため、その

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、和室の利用を許可しない。

(1)～(4) [略]

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第10条 [略]

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は四季の家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) [略]

2 [略]

(使用料)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、別に規則で定める。

(使用料の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 四季の家の管理上特に必要があるため、市長

利用の許可を取り消したとき。

- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、和室等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、四季の家の利用が終わったときは、速やかに当該四季の家の設備を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第15条 [略]

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、四季の家の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
- (2) 和室等及び休憩室の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第1項の規定にかかわらず、四季の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、四季の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。
- (3) 第5条第1項の規定にかかわらず、四季の家の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる日数及び時間を変更すること。
- (4) 第6条第1項の規定により、和室等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。
- (5) 第7条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は四季の家の管理上支障があるとき若しくは許可をすることが適当でないと認めるときに、許可をしないこと。

が利用の許可を取り消したとき。

- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、和室及び附属設備を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、四季の家の利用が終わったときは、速やかに当該四季の家の設備を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 [略]

第16条 [略]

(6) 第9条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(7) 第10条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は四季の家の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第17条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が四季の家の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、和室の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、附属設備の使用料については規則で定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第11条第1項、第12条及び第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項中「指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第18条 [略]

別表（第11条関係）

[略]

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき、当該利用時間に係る利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

第17条 [略]

別表（第12条関係）

[略]

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 利用時間を延長して利用する場合の使用料は、延長時間1時間につき、規定使用料の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。